

消 防 計 画

総 則

目的及び適用範囲

1 目 的

この計画は、消防法令に基づき、[]（以下「当該防火対象物」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ① 当該防火対象物に勤務し、出入りするすべての者
- ② 防火管理業務の一部を受託している者

管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者の責任等

- ① 管理権原者は、建物内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- ② 管理権原者は、管理的又は監督的な地位にあり、かつ、防火管理業務を適正に執行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるものとする。
- ③ 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- ④ 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は速やかに改善するものとする。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の業務を行う。

- ① 消防計画の作成及び変更
- ② 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気使用設備、器具等の検査・点検を実施し、不備事項のある場合は改善促進を図る。
- ③ 消火、通報、避難訓練等の実施
- ④ 消防法第17条の3の3（以下「法定点検」という。）の規定に基づく消防用設備等の点検・整備及び立会い
- ⑤ 改装工事等の工事中の立会い及び安全対策の樹立
- ⑥ 火気の使用、取扱いの指導、監督
- ⑦ 収容人員の適正管理
- ⑧ 従業員に対する防災教育の実施
- ⑨ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- ⑩ 管理権原者に対する提案及び報告
- ⑪ 放火防止対策の推進
- ⑫ 催し物等の臨時に開催されたものについて管理監督

消防機関との連絡

1 消防機関への連絡等

管理権原者又は防火管理者は、次の業務について、所轄消防署への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- ① 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めた場合又はこれを解任したときは、消防法施行規則別記様式第1号の2の2により、管理権原者が届け出ること。
- ② 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成した場合又は次に掲げる事項を変更したときは、消防法施行規則別記様式第1号の2により、防火管理者が届け出ること。
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 自衛消防組織の編成の変更、その他自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 防火対象物の用途変更、増築、改築及び模様替え等による消防用設備等の点検及び整備に関する事項の変更、避難施設の維持管理に関する事項の変更並びに防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
 - エ 消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項の変更
 - オ 防火管理業務の一部を委託した場合又は受託法人等の変更等委託内容の

大幅な変更若しくは委託を解約した場合

カ その他消防計画で予定しなかった事情が出現した場合

③ 自衛消防訓練実施の連絡

消防計画に基づき、自衛消防訓練を実施する場合は、防火管理者が所轄消防署に連絡すること。

④ 禁止行為の許可申請

喫煙、裸火の使用又は危険物品の特込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をしたのち、所轄消防署に許可申請すること。

⑤ 消防用設備等の点検結果報告

消防用設備等点検結果を [] 年に 1 回、管理権原者及び防火管理者が確認をしたのち、所轄消防署長に報告すること。

⑥ 管理権原の範囲（階段室等共用部分を含む）

管理権原が分かれている防火対象物については、不明な部分が生ずることのないよう、当該権原の及ぶ範囲を文章、又は平面図等により明示すること。

(文章明示できない場合別添のとおり)

⑦ その他火災予防上必要な事項

2 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、適正な防火管理業務を遂行するために、別表 1「防火管理台帳」を作成するとともに、前条により申請・報告、又は届出をした書類及びその他防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備、保管しておくものとする。

予防管理対策

日常及び定期に行う火災予防

1 予防管理組織

予防管理組織は、火災予防組織と自主点検・検査実施組織等とする。

2 火災予防組織

火災予防組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、所定の区域ごとの火元責任者を別表 11 のとおり定める。

3 火元責任者の業務

火元責任者の業務は次のとおりとする。

- ① 担当区域内の火気管理に関すること。
- ② 担当区域内の建物、火気使用設備・器具等、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- ③ 地震発生時における火気使用設備・器具等の安全確認に関すること。
- ④ 別表 2「自主検査表（日常）」に定める検査の実施に関すること。
- ⑤ 担当区域の規模によっては、火元責任者の中から防火担当責任者を定め、火元責任者に対する指導、監督を行わせるとともに、防火管理者を補佐する。

4 自主点検・検査実施組織

自主点検・検査実施組織は、消防用設備等、建物、火気使用設備・器具等及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別表 3「自主検査チェック表(定期)」並びに別表 4「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき定期的に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表 5「自主点検・検査実施組織編成表」のとおり定める。また、危険物施設については、「堺市製造所・貯蔵所・取扱所の定期点検等に関する指導指針」に定める様式に基づき実施するものとする。

5 消防用設備等の法定点検

- ① 消防用設備等の法定点検は、点検設備業者に委託して、別表 6「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。
- ② 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

報 告 等

1 点検・検査結果の記録及び報告

- ① 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- ② 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を保存、記録しておくとともに、管理権原者に報告するものとする。

2 不備欠陥等の改善・整備

- ① 管理権原者は、不備欠陥部分がある場合は速やかに改善するものとする。
- ② 防火管理者は、不備欠陥部分の改善及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改善計画を樹立するものとする。
- ③ 防火管理者は、不備欠陥部分の改善計画、改善結果を管理権原者に報告するものとする。

火災予防措置

1 火気等の使用制限等

防火管理者は、施設内における喫煙及び火気等の使用の制限を行い、その具体的な場所等を指定するものとする。

2 臨時の火気使用等

当建物内で次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し承認を得るものとする。

- ① 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
- ② 各種火気使用設備・器具等を設置又は変更するとき
- ③ 催し物の開催及びその会場で喫煙又は火気を使用するとき
- ④ 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき
- ⑤ 改装、模様替え等の工事を行うとき

3 火気等の使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- ① 電熱器等の火気使用設備・器具等を使用する場合は、指定場所以外で使用してはならない。

- ② 火気使用設備・器具等を使用する場合は、事前に設備・器具等を点検してから使用すること。
- ③ 気使用設備・器具等を使用する場合は、周囲に可燃物がないことを確認してから使用すること。
- ④ 火気使用設備・器具等を使用した後には、必ず設備・器具等を点検し安全を確認すること。
- ⑤ 指定場所以外の場所では喫煙してはならない。

4 施設に対する遵守事項

従業員は避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- ① 避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、廊下、階段の幅員を有効に保持すること。
- ② 火災が発生したとき延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

5 避難経路図

防火管理者は、消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底するとともに、見やすい場所に掲出するものとする。

6 収容人員の管理

防火管理者は、催し物の開催等により混雑が予想される場合は、収容人員を適正に管理するとともに、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

7 避難施設・防火施設等の管理

防火管理者は、施設の維持管理のため、避難施設・防火施設・その他の防災に係る施設を定期的に点検及び巡回し、常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

工事中の安全対策

1 工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立し、作業者に対して次の事項を周知し遵守させるものとする。

- ① ガス若しくは電気による溶接・溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶融作業（以下溶接作業等という。）は、可燃性の物品の付近において行わないこと。
- ② 作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去、消火準備及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講ずること。
- ③ 可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火準備及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講ずること。
- ④ 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸がら容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙しないこと。
- ⑤ 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告させること。
- ⑥ 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- ⑦ 放火を防止するために、器材等の整理整頓を行うこと。
- ⑧ 災害発生時の通報連絡体制を樹立すること。
- ⑨ その他防火管理者が必要と認める事項。

放火防止対策

1 日常の放火防止対策

防火管理者及び従業員等は、次の事項に留意し放火防止に努めるものとする。

- ① 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理整頓又は除去を行う。
- ② 利用する出入口の特定、出入りする者に対する呼び掛け及び監視等を行う。
- ③ アルバイト、出向者、パート等の従業員を明確にして、不法侵入者の防止を行う。
- ④ 死角となる場所等の巡回監視体制を確立する。

- ⑤ 火元責任者又は最終退出者が火気の確認及び施錠を行う。
- ⑥ 空き室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、不法侵入者が侵入できない環境づくりを行う。
- ⑦ 休日、夜間等における巡回体制の確立及び放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
- ⑧ 駐車場内にある車両の施錠確認を行う。
- ⑨ 建物外灯の終夜点灯を行う。

自衛消防活動

自衛消防の組織

1 自衛消防隊の設置

- ① 火災等の災害発生時に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を設置する。
なお、自衛消防隊は、本部隊及び各地区隊を編成するものとする。
- ② 自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を防災センター等に設置する。
- ③ 本部に本部長及び自衛消防隊長、自衛消防副隊長を置く。
- ④ 本部長等の指定は、次のとおりとする。
 - ア 本部長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 - イ 自衛消防隊長は、本部長の命を受けて自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、本部及び各地区を指揮し、本部長が不在の場合はその任務を代行する。また、消防隊との連携を密にしなければならない。
 - ウ 自衛消防副隊長は、自衛消防隊長を補佐し隊長が不在の場合はその任務を代行する。
 - エ 各地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統括を図るとともに隊長（本部）への報告又は連絡を密にする。
- ⑤ 自衛消防隊の編成及び主な任務は、別表 7「自衛消防の組織 編成と任務」のとおりとする。

自衛消防活動等

1 本部の任務

- ① 本部隊の指揮班員は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示、命令の伝達、必要資器材の集結及び資料の確保、情報の収集等をするとともに、消防隊に協力するものとする。
- ② 本部隊は、建物の施設等を把握するために建物関係資料等を保管するものとする。

2 通報連絡

- ① 火災、その他の異常等(以下「火災等」という。)を発見した者は、周囲の者にその旨を知らせるとともに防災センター等にその位置、状況等を即報するものとする。
- ② 各地区の通報連絡担当は、火災等の場所、状況を確認し、防災センター等に報告するものとする。
- ③ 防災センター等の勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員を現場に急行させるとともに非常電話等で状況を確認するものとする。
- ④ 防災センター等の勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、自衛消防隊本部長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じるものとする。

なお、通報要領は別記1とし、放送文例は、別記2によるものとする。

- ⑤ 本部隊の通報連絡班員は、次の事項を行うものとする。
 - ア 防災センター等に集合し、消防機関(119番)への通報の確認、隊長への災害状況報告、火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
 - イ 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。
 - ウ 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
 - エ 緊急連絡表等による関係者への連絡
 - オ その他

3 消火活動

- ① 本部隊の消火班員は、各地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うものとする。
- ② 各地区における消火活動は、初期消火に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の活動区域外で火災が発生した場合は、臨機の処置を行うとともに自衛消防隊長等の指示により行動するものとする。

4 避難誘導

避難誘導班員は、火災が発生した場合、次により避難誘導に当たるものとする。

- ① 本部隊の避難誘導班員の行動
 - ア 携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等の必要資器材を携行し、出火階に直行する。
 - イ 出火階及び上層階の避難誘導担当者(地区隊員)に避難開始の伝達を行う。
 - ウ エレベーター前、非常口、避難階段、行き止まり通路等に部署し、非常口の

開放を行うとともに、避難者を安全な地点に誘導する。

エ 避難上障害となる物品を除去する。

オ 逃げ遅れ者、要救助者の確認を行い、本部に報告する。

カ 必要に応じ、ロープを使用して警戒区域を設定する。

② 各地区の避難誘導担当者の行動

ア 担当地区のうち、出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導を行う。

イ 負傷者及び逃げ遅れ等の有無について確認する。

③ 避難誘導の留意事項

ア エレベーターによる避難は行わせないものとする。また、屋上への避難も原則として行わせないものとする。

イ 各出入口付近では、一旦避難した者が建物内に再び戻ることのないように避難者の動向に注意を払うものとする。

ウ 避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、出火階及び上層階の者を最優先に避難させる。

エ 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認する。

5 応急救護

① 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

② 応急救護班員は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をする。

③ 応急救護班員は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録しておくこと。

6 自衛消防隊の装備

自衛消防隊の装備及び管理は、次によるものとする。

① 装備

ア 担架

イ 防水シート

ウ 防火衣

エ ヘルメット

オ 携帯用拡声器

カ ロープ

キ ホイッスル

ク 懐中電灯

ケ マスターキー

コ その他必要なもの

② 装備の管理

装備は、防災センター等に保管、管理するものとする。

7 自衛消防隊の活動範囲

① 自衛消防隊の活動範囲は、当該防火対象物の管理範囲内とする。

② 近接する防火対象物からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用し、自衛消防隊本部長の判断に基づき活動するものとする。

8 ガス漏れ時の活動

ガス漏れ事故防止の対策は、別記 3 による。

休日、夜間における防火管理体制

1 休日、夜間における予防管理

警備員等は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

2 休日、夜間における自衛消防活動体制

① 休日、夜間における自衛消防活動の編成は、別表 8 に示すところによる。

② 休日、夜間に発生した災害に対しては、次の措置を行うものとする。

ア 火災を発見した場合は、周囲の者にその旨を知らせ、直ちに消防機関（119 番）に通報後、初期消火活動を行う。

イ 自衛消防隊本部長、防火管理者等関係者に別表 12「非常呼出簿」により連絡するものとする。

ウ 公設消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

③ 休日、夜間に発生した災害に対しては、従業員が協力するものとする。

震災対策

震災予防措置

1 震災予防措置

防火管理者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行うものとする。

- ① 看板、窓枠、外壁等の倒壊・転倒・落下防止
- ② ロッカーや書棚などの転倒及び収容物の落下防止
- ③ 火気使用設備・器具等の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- ④ 火気使用設備・器具等の自動消火装置・燃料等の自動停止装置等の作動状況の点検
- ⑤ 危険物施設における危険物の転倒・落下・漏洩等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の点検
- ⑥ 非常電源用燃料の貯蔵状態・冷却水の状態・充電状態などの日常点検

震災時の活動

1 地震後の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- ① 地震発生直後は、身体の安全を守ることを最優先とする。
- ② 火気使用設備・器具等の直近にいる従業員は、電源の遮断・燃料の遮断等を行い、各火元責任者は、その状況を確認して防災センター等へ報告すること。
- ③ ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料パイプ等の閉止操作と確認を行う。
- ④ 全従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等について、防災センター等に報告すること。
- ⑤ 防災センター等の勤務員は、情報を把握するとともに在館者の安全確保のため、次の内容の放送をする。
 - ア エレベーターの使用制限
 - イ 落下物からの身体防護の指示
 - ウ 屋外への飛び出しの禁止
- ⑥ 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、消防用設備等、

火気使用設備・器具等、危険物施設及びガス漏れ等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

- ⑦ 各設備・器具等は安全が確認されるまで使用しないこと。
- ⑧ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握すること。

2 震災時の活動

震災時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、本部隊の指揮班員及び通報連絡班員等は、次のことを行うものとする。

- ① 大規模な地震の場合には、本部隊員を防災センターに集合させ、情報を収集するとともに、建物全体の被害状況を把握し、必要な指揮統制を行うこと。
- ② テレビ、ラジオなどの報道により、震災情報の収集に努め、周辺の状況を把握すること。
- ③ 防災センター勤務員は、建物内外の状況を把握し、放送設備を活用して在館者に適切な指示を行うこと。
- ④ 地震発生時の初動活動が終了後、余力がある場合は、人員、防災資器材を活用して近隣の火災制圧、人命救助活動等を行い、地域住民と協力して地域の安全確保に努める。
- ⑤ 必要に応じて、近接建物等との応援協力を図ること。

3 避難

震災時の避難は、次によるものとする。

- ① 在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで、安全な場所で待機させること。
- ② 従業員等は、屋外のガラスの落下等による負傷を避けるため、地震直後に在館者が屋外へ飛び出すことのないよう注意すること。
- ③ 建物内での避難には、エレベーターを使用させないこと。
- ④ 在館者等を指定避難所等に誘導するときは、広域避難地 [] 及び指定避難所 [] までの順路、道路状況、地域の被害状況について周知すること。
- ⑤ 自衛消防隊員は、在館者の逃げ遅れの有無を本部に報告すること。
- ⑥ 避難誘導は、各階の逃げ遅れの有無を確認したのちに開始すること。
- ⑦ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
- ⑧ 避難は、車両等を使用せず徒歩とすること。
- ⑨ 避難は、従業員等の在館者が一団となり行動するものとし、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置すること。
- ⑩ 安全防護担当者は、避難経路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となる

ものの除去を行うこと。

4 救出・救助

逃げ遅れた者を確認した自衛消防隊本部長は、直ちに自衛消防隊を活用し、できる範囲において、建物内外の検索及び救出に当たるものとする。

- ① 本部隊員は、屋内の安全な場所に応急救護所を設置し、医薬品等を準備すること。
- ② 本部隊員は、応急救護所を設置した旨を防災センター等に連絡し、館内放送により在館者に周知させること。
- ③ 各階の応急救護隊員は、応急救護所に集合し負傷者の救護に当たること。
- ④ 自衛消防隊長は必要に応じ、医療機関及び所轄消防署との連携を図ること。

防災教育及び訓練等

防災教育等

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施者、実施対象者、実施時期、実施回数は、別表 9「防災教育の実施予定表」のとおりとし、実施した場合は結果について記録、保存する。

2 防災教育の内容

防災教育は、実施者の任務分担を定め、概ね次の事項について教育するものとする。

- ① 消防計画について
- ② 従業員が守るべき事項について
- ③ 火災発生時の対応について
- ④ 地震時の対応について
- ⑤ その他火災予防上必要な事項

訓練

1 訓練の実施時期等

防火管理者は、別表 10「自衛消防訓練予定表」により自衛消防訓練を行うものとし、実施した場合は結果について記録保存する。

共同防火管理について

1 管理権原者

管理権原者は、協議会構成員として、建物全体の安全性を高めるように努めるとともに定期的に開催される〔 〕共同防火管理協議会に参加するものとする。

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行うとき又は行ったときは統括防火管理者に報告するものとする。

- ① 用途及び設備を変更したとき
- ② 消防計画を作成又は変更したとき
- ③ 防火管理者を選任又は解任したとき
- ④ 消防用設備等の法定点検を実施したとき
- ⑤ 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- ⑥ 大量の可燃物の搬入・搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- ⑦ 臨時に火気を使用するとき
- ⑧ 火気設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- ⑨ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき
- ⑩ 催物を開催するとき
- ⑪ 防火管理業務の一部を委託するとき
- ⑫ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- ⑬ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- ⑭ 統括防火管理者から指示命令された事項
- ⑮ その他火災予防上必要な事項

3 自衛消防活動等

火災等、災害が発生したときは、全体についての消防計画に基づき、他の事業所の自衛消防隊と協力して、自衛消防活動を行うものとする。

4 訓練等

別表 10「自衛消防訓練予定表」による自衛消防訓練のほか、建物全体で実施する訓練にも参加するものとする。

防火管理業務の一部委託について

1 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者 []
(以下「受託者」という。)は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

2 受託者の業務

防火管理業務の受託範囲は、別添委託状況等のおりとし、受託者は委託契約の内容に基づき、火災予防上の安全を確保するとともに、その結果を記録し、防火管理者に報告するものとする。

附 則

この計画は、 () 年 () 月 () 日から施行する。

防火管理台帳

防火対象物 名称・所在地		名称 所在地		
管 理 関 係	所有者	氏名・住所（名称・所在地・代表者職・氏名）		
	管理権原者	氏名・住所（名称・所在地・代表者職・氏名）		
	防火管理者	氏名・住所（名称・所在地・代表者職・氏名）		
建 物 概 要	構造様式（階数）	建築面積		収容人員 人 （従業員数） （ ）人
	（ ）造 （耐火・準耐火・その他）	延面積	m ²	
	（ / ）建	敷地面積	m ²	
電 気 ・ ボ イ ラ ー ・ 危 険 物 概 要	施設別（能力・容量・取扱数量等）		許可（許可・届出） 年月日	

消防用設備等	設備別（種別・数量・設置等）	設置（届出）年月日
各階平面図	(消防用設備等設置位置及び避難経路を図示したもの) * ただし、防災センター等にこれと同等の図面を本消防計画と一括して備える場合は、省略することができる。	
備考		

自主検査表（日常） 「閉鎖障害等」

実施責任者	担当範囲				
区分	実施日	／	／	／	
	実施項目	確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害					
閉鎖障害					
操作障害等					
備考					
		防火管理者確認			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

凡 例

- : 担当範囲の例 2階事務所、3階売場など
- : 避難障害確認箇所の例 ○側出入口、○側廊下など
- : 閉鎖障害確認箇所の例 ○側階段防火戸、事務所用シャッターなど
- : 操作障害等確認箇所の例 受信機電源スイッチなど
- : チェック状況の例 ○→良・×→不良・◎→即時改修

自主検査チェック表（定期）

区分	検査項目	結果	
建築物及び工作物	1	防火区画(床又は壁)の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	2	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	3	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	4	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	5	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	6	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	7	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまづき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火管理	8	収容人員の定員管理は、適切に行っているか。	
	9	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教養、訓練を実施しているか。	
	10	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	11	非常用出入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	12	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
避難管理	13	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
	14	避難口扉は、開放した時、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	15	避難口扉は、避難に際して合鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	16	避難口扉は、カーテン等で隠蔽したり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	17	避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	18	防火戸、防火シャッター等のそでとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	19	避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	20	避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	21	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を存置していないか。	
	22	階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。	
防規制	23	客室内に避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	
	24	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
火気使用設備・器具	25	防災性能を有するものには、防災ラベルを貼付しているか。	
	26	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	27	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	28	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を有しているか。	
	29	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
30	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか。		

区分		検査項目	結果
電気・器具 設備	3 1	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	3 2	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	3 3	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の 使用 制限	3 4	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	3 5	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	3 6	喫煙所や喫煙場所を示す標識は、適切に掲出されているか。	
危険物等	3 7	消防法又は堺市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。	
検査実施日	年 月 日	防火管理者確認	
検査実施者			

自主検査チェック表（定期）

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

凡例【 ○→良・×→不良・◎→即時改修 】

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 3 安全弁がはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないか。 5 圧力計は指示範囲にあるか。 	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式)	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は確実に開閉できるか。 3 ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は点灯しているか。 	
スプリンクラー設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口の変形及び障害物の存置がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は常時「開」の状態になっているか。 	
水噴霧消火設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手に漏れ、変形がないか。 	
泡消火設備 (固定式)	<ol style="list-style-type: none"> 1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。 	
二酸化炭素 消火設備 ハロゲン化物 消火設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けてあるか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 	
屋外消火栓設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 3 ホース、ノズルに変形、損傷がないか。 	
動力消防ポンプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 	
自動火災報知設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。 	
ガス漏れ火災 警報器設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知機の変形、損傷、腐食がないか。 	
漏電火災警報器	<ol style="list-style-type: none"> 1 電源表示灯は点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、錆等で固着していないか。 	

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
非常ベル	1 表示灯は点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等ないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 2 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくはないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等がおかれ、開口部をふさいでいないか。 4 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲には、間仕切り、ついたて、ロッカー等があつて視認障害となっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 3 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 4 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。】

凡例【 ○→良・×→不良・◎→即時改修 】

自主点検・検査実施組織編成表

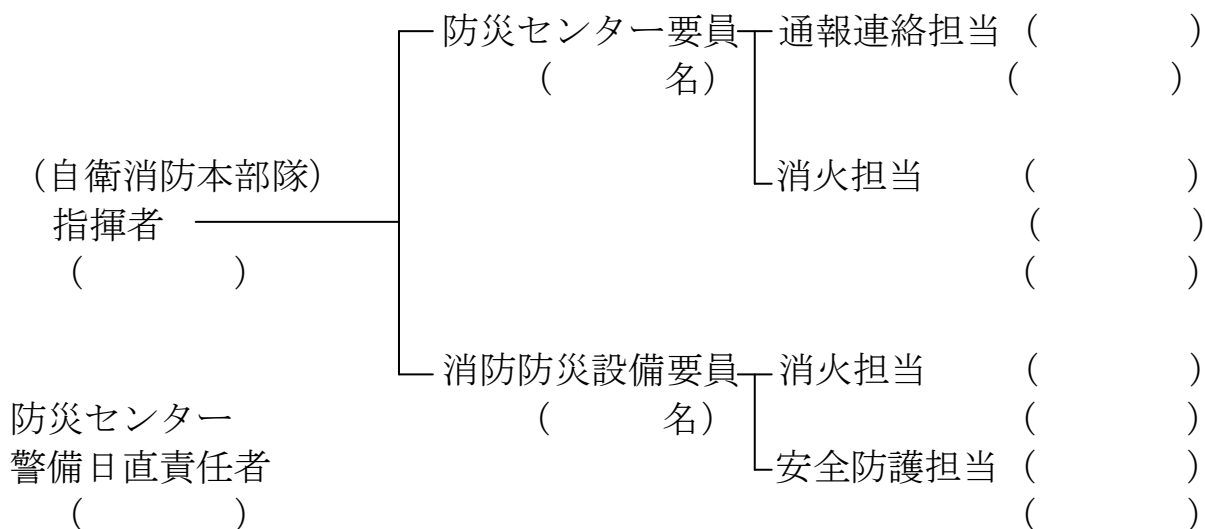
種別	実施区分	点検・検査員
自主検査	建物（構造等）	
	防火・避難施設	
	火気使用設備・器具	
	電気設備	
	危険物施設	
自主点検	消火器	
	屋内消火栓設備	
	自動火災報知設備	
	誘導灯	

自衛消防の組織 編成と任務

本部隊の編成		任 務
自衛消防隊本部長 ()		自衛消防隊を統括する(指揮、命令、監督)
自衛消防隊長 ()		本部長の補佐、任務の代行
自衛消防副隊長 ()		本部長、隊長の代行
指 揮 班	班長 () 班員 () () () ()	1 隊長の補佐 2 自衛消防隊の本部設置 3 地区隊の命令伝達及び情報収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他必要な事項
通 信 連 絡 班	班長 () 班員 () () () ()	1 119番通報及び通報確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 緊急連絡表等による関係者への連絡 4 その他必要な事項
消 火 班	班長 () 班員 () () () ()	1 初期消火を指揮 2 出火階へ直行し初期消火作業を実施 3 その他必要な事項
避 難 誘 導 班	班長 () 班員 () () () ()	1 出火階及び上層階の避難開始指示命令の伝達 2 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告 3 警戒区域の設定 4 その他必要な事項
応 急 救 護 班	班長 () 班員 () () () ()	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携及び情報の提供 4 その他必要な事項

休日・夜間における自衛消防の組織 編成表

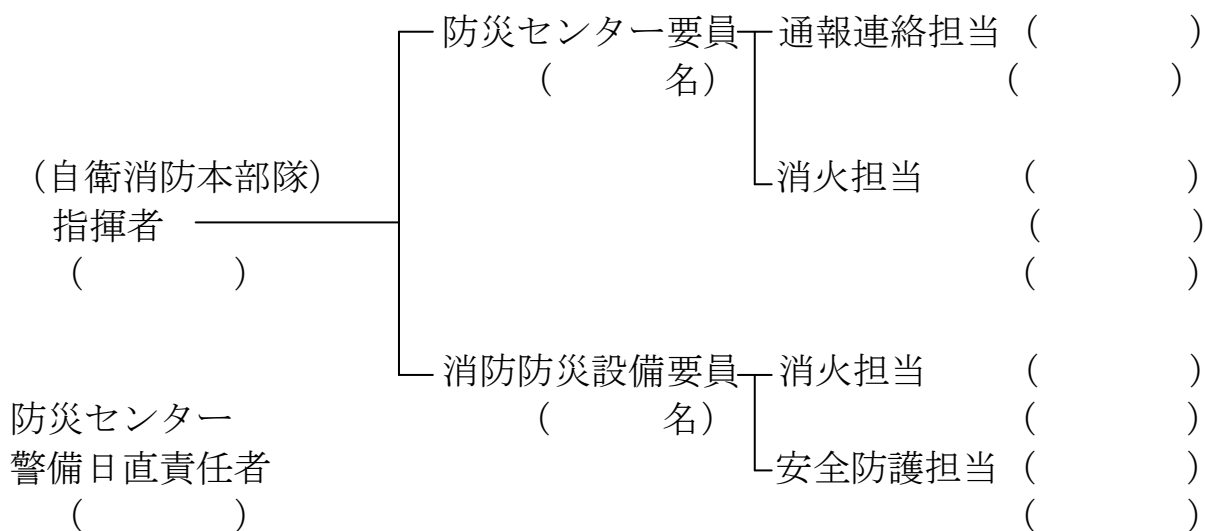
1 休日の指揮体制



休日出勤者も自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

2 夜間の指揮体制



夜間の残業者も自衛消防活動を行うものとする。

- 1 防災センターへの通報連絡
- 2 初期消火

防災教育の実施予定表

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当者 責任者	火元責任者
管理職	月 月	年 2 回	○		
社員	月 月	年 2 回	○		
	朝礼時	必要の都度		○	○
新入社員	採用時	採用時1回	○		
派遣社員 アルバイト パート	採用時	採用時1回	○		
	就業時	必要の都度		○	○
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。				

自衛消防訓練予定表

訓練種別		訓練内容	実施月
部 分 訓 練	指揮・情報訓練	情報訓練、指揮命令の伝達と消防隊への情報提供など、指揮活動についての訓練	月 月
	通報・連絡訓練	消防機関への模擬通報、店内への非常放送など通報連絡についての訓練	月 月
	消火訓練	消火器設置場所の確認と操作、屋内消火栓設備の機能、操作要領など初期消火についての訓練	月 月
	避難誘導訓練	避難誘導の方法、避難完了確認など避難誘導についての訓練	月 月
	安全防護訓練	危険物件の応急措置、防火戸の閉鎖、転倒落下物の除去など安全防護についての訓練	月 月
総合訓練		部分訓練を組み合わせて総合的に行う訓練	月
合同訓練		総合訓練などの時、消防署に指導を依頼して、消防署と合同で行う訓練	月
・震災訓練 ・ガス漏れ対応訓練		地震やガス漏れ事故を想定して実施する訓練又は防災機関が行う訓練の参加	月

火災予防組織編成表

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	
	階		室	
			室	
			室	
			室	

火災通報要領

1 1 9 番通報例

指令係員	「はい119番です 火事ですか 救急ですか」
通報者	「()」です
指令係員	「場所はどこですか」
通報者	「()市()町()丁目()番 ()号()です」
指令係員	「何か目標になるものはありますか」
通報者	「()の()北側です」
指令係員	「何階建ての何階が燃えていますか」
通報者	「()階建ての()の()階が燃えています」
指令係員	「何が燃えていますか」
通報者	「()が燃えています」
指令係員	「けが人、逃げ遅れはいますか」
通報者	「逃げ遅れが()人いるようです (わかりません)」
指令係員	「あなたのお名前と、今おかけの電話番号は」
通報者	「()といいます 電話番号は()—() です」
指令係員	「わかりました すぐいきます」

非常放送の要領

1 火災放送

館内の皆様にお知らせします。
（ ）階の（ ）で火災が発生しました。
係員の指示に従い、（ ）側の階段を使って避難してください。

2 自動火災報知設備の発報時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、（ ）階で火災感知器が作動しましたが、確認中ですので
係員の指示があるまでお待ちください。（2回繰り返す）

3 地震発生時の放送

館内の皆様にお知らせします。
只今、地震が発生しました。ラジオ、テレビのスイッチを入れ、以
後の地震情報に注意してください。
火気を使用している場所では、火を消して安全を確認してください。
また、屋外に飛び出すと、落下物による危険性があります。次の指
示があるまで、机の下や柱の付近の安全な場所に身を寄せて待機し
てください。

4 避難開始

館内の皆様にお知らせします。
地震が落ち着きました。只今から（ ）町の（ ）に避難しま
すので、1階（ ）に集まってください。
集まる際は、転倒物、落下物に注意しながら、係員の指示に従って
行動してください。なお、階段は（ ）側及び（ ）側を利用
してください。

5 負傷者確認のための放送

館内の皆様にお知らせします。
只今の地震により、ケガをした方や具合が悪くなった方がおりましたら、近くの係員にお知らせください。
係員は負傷者を1階（ ）まで搬送してください。

ガス漏れ事故防止対策

第1 日常におけるガス漏れ事故防止対策

1 ガス会社等が行う定期点検等の立会い

防火管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

第2 ガス漏れ時の応急措置対策

1 ガス漏れ覚知時の措置

防火管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

① ガス臭気の通報があった場合、防災センターの勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び行った措置等について聴取し、その状況等を必要に応じて館内放送する。

② 防災センターの勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等の作動したことを放送する。また、検知器の作動した場所の従業員は、その状況を防災センターに報告する。

③ ガス臭気の通報があった場合、防災センターの勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を防災センターに報告する。

2 通報連絡

防災センターの勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ ）営業所（電話番号 — ）及び119番へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じる。

3 火気使用設備・器具の使用停止と喫煙等の禁止

防災センターの勤務員は、ガス漏れが発生した場合、次の内容を放送する。

① ガス器具のほか、電熱器を含むすべての裸火の使用禁止

② 喫煙の禁止

③ 電源スイッチ操作の禁止

④ 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

4 避難誘導

ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導體制をとる。

5 漏えいガスの排除

漏えいガスの排除にあつては、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

6 立入禁止区域の設定

立入禁止区域を設定する時期は及び範囲、設定要領については、次による。

① 立入禁止区域を設定する時期は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案してできる限り早い時期に設定する。

- ② 立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。
- ③ 立入禁止区域の設定にあたっては、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

7 消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、事故内容及び措置についての情報を次により提供する。

- ① 漏えい箇所
- ② 爆発の有無、発生箇所及び被害の状況
- ③ 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所
- ④ 火気使用設備・器具の使用停止及び電源遮断の状況
- ⑤ 避難誘導の状況
- ⑥ 死傷者及び逃げ遅れ者の有無及び人数
- ⑦ 自衛消防隊の活動状況

8 緊急遮断弁を閉止した場合における復旧の際の留意事項

緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまでこれを操作してはならない。
- ② 関係機関又は防災センターからの指示があるまで、一切の火気を使用しない。

第3 教育及び訓練

1 教育の実施

ガス漏れ事故防止対策の教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、内容は次によること。

- ① ガス爆発の影響範囲に関する知識
- ② ガス漏れい時の措置
- ③ ガス漏れ火災警報設備等の機能
- ④ 緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等
- ⑤ その他必要な事項

2 訓練の実施

ガス漏れ事故防止対策の訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

- ① 通報伝達
- ② 爆発防止措置
- ③ 在館者等の避難誘導
- ④ ガス漏れ箇所の確認

- ⑤ 緊急遮断弁の閉止操作
- ⑥ 立入禁止区域設定
- ⑦ 救助、救急
- ⑧ 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集
- ⑨ その他